

厚生労働行政推進調査事業費補助金

障害者政策総合研究事業

身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究

平成31年度～令和2年度 総合研究報告書

研究代表者 飛松 好子

令和3（2021）年 5月

## 目 次

I. 総合研究報告		
身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究	-----	1
飛松 好子		
II. 研究成果の刊行に関する一覧表	-----	10

厚生労働行政推進調査事業費（障害者政策総合研究事業）  
（総合）研究報告書

身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究

研究代表者 飛松 好子 国立障害者リハビリテーションセンター 総長

研究要旨

本研究では、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の質を確保し社会での受け入れを一層進める目的として、下記の研究を実施した。

（１）法令検証について、１年目は、①訓練・認定の実態と現行法令等の比較検討、②他法・他制度の認定基準などと補助犬法との比較検討を行った。２年目は、身体障害者補助犬法および同法施行規則等に関する法制度の検証を行った。指定基準に関して、盲導犬訓練施設と介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の根拠制度が異なっていること、盲導犬訓練施設では苦情解決のための体制が整備されていることが明記されていない点が異なっていた。盲導犬訓練施設の設備及び運営に関する基準の観点、他の身体障害者社会参加支援施設の基準の観点と共通していた。指導監査に関しては、都道府県による指導監査の対象になっていた。

（２）衛生管理については、１年目は、第一に、日本盲導犬協会、日本介助犬協会、日本聴導犬推進協会にヒアリング調査を行った。その結果、現行のガイドラインは実態に合わず、役に立たないことが指摘された。第二に、補助犬の衛生管理についての海外文献を調査した。その結果、補助犬については狂犬病予防注射の文献以外は見つけることができなかった。ヒアリング調査や文献、併せて家庭犬の衛生管理の現状から、現行のガイドラインの問題点を抽出した。２年目は、現行のガイドラインの問題点を抽出した上、補助犬が社会で受け入れられるために必要な衛生管理と行動管理を具体的に示し、これらを補助犬訓練事業者が行うべきことと使用者が行うべきことに分類し、それらの根拠と背景、さらに補助犬訓練事業者が使用者に対して補助犬の衛生管理を具体的に指導することができるような手引きを作成し、全ての補助犬育成事業者および認定法人に配布した。

（３）受け入れ促進については、１年目は、第一に、補助犬使用者の施設利用に関して文献を調査した。その結果、受け入れ拒否を経験した使用者は、補助犬法施行直後・現在ともに多く、法律を説明しても受け入れが認められない「完全拒否」を経験した人は、４割程いた。第二に、既存ガイドライン（医療機関向け）の検証を行った。その結果、既存ガイドラインは、補助犬の受け入れの判断を医療機関に委ねる記載になっていること、また、補助犬を受け入れられない区域・場面についての具体例や補助犬の安全・衛生面の情報が不足していることが明らかとなった。第三に、保健所を対象に、補助犬に関する対応事例を調査した。その結果、358部の回答が得られ（回収率76.0%）、過去5年間に補助犬使用者から相談を受けた経験のある保健所は20施設（5.6%）であった。第四に、施設等へのヒアリング／アンケート調査を行った。２年目は、補助犬使用者が補助犬を同伴して、施設等を利用する際の課題を明らかにした上で、受け入れ施設等（業界）ごとに留意点をまとめ、ガイドブックを作成することを目的とした。補助犬使用者の施設利用に関する文献調査、既存ガイドラインの検証に加えて、補助犬使用者の受け入れに関する行政の対応、受け入れ施設等の補助犬（法）の認知度、補助犬使用者の受け入れに対する不安や意識について調査した。また、補助犬使用者が施設等への補助犬同伴の受け入れを円滑に進めるために行っている工夫や対策を調査した。これらの結果を受け、補助犬使用者、施設等、施設利用者がいずれも安心した社会活動を営めるよう、業界特有の懸念にも配慮したガイドブックを作成した。

（４）需要推計については、１年目は、第一に、国内の先行研究の調査を行った。その結果、既に補助犬を使用している障害者の状態像が明らかになった。第二に、海外の先行研究の調査を行った。その結果、海外の先行研究では、需要推計についての研究は見当たらなかった。第三に、都道府県の補助犬の助成支給要件の調査を行った。

その結果、都道府県の助成支給要件については、都道府県により等級の要件に違いがあることが明らかになった。第四に、需要推計の計算式の試案として、障害種別と年齢、犬の飼育率、一戸建ての割合を要素とする式を提案し、暫定的な推計値を算出した。2年目は、文献調査を行い、需要に関連する要素を抽出し、要素や推計の計算式の案を作成し、検討を行った。その結果、先行研究の需要推計の計算式や数値に課題があることが示唆された。また現状の身体障害者補助犬法では補助犬を支給する障害者の基準が明確に定義されていない。そのため、現状では、補助犬の需要推計について、根拠を持って、正確な推計を行うには困難があることが明らかになった。今後、補助犬が支給される障害者の障害程度や機能、環境等、その基準および要件、また認定のあり方を明確にしていけることが期待される。

#### 研究分担者

水越美奈・日本獣医生命科学大学教授

山本真理子・帝京科学大学講師

清野絵・国立障害者リハビリテーションセンター研究所室長

#### 研究協力者

小澤温・筑波大学教授

中川純・東京経済大学教授

## A. 研究目的

本研究では、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬：以下、補助犬）の質を確保し社会での受け入れを一層進めるために、下記を達成することを目的とする。①現行の法制度の内容を検証し、国、都道府県、認定を行う法人、訓練事業者が担うべき必要な対応を取りまとめ、質の確保を確実にするための提言を行う、②補助犬の衛生管理の実態を明らかにし、補助犬の衛生管理のために訓練事業者や使用者が行うべき対応を取りまとめ、衛生管理の視点から補助犬の質を確保するための方策を提言する。③使用者が補助犬を同伴して施設等を使用する際の課題を明らかにし、既存のガイドライン等を検証し、各分野で補助犬使用者を受け入れるための留意点について取りまとめる。④障害者のニーズを的確に把握するために、身体障害の状態を踏まえた、補助犬の種別毎の需要推計方法について検討する。

## B. 研究方法

### 1. 法令検証

1年目は、身体障害者補助犬法、同法施行規則等の法制度検証を行った。わが国の補助犬法の研究では、訓練機関が育成した補助犬に対する、指定法人による「認定」の法的性質とその制度上の課題を、行政処分の法理から明らかにする。外国の補助犬制度の研究では、外国の補助犬制度の政策内容および

その実務を、文献研究およびインタビューを通して、あきらかにする。また、東京身体障害者補助犬給付制度について、東京都の担当部局を訪問し、インタビューを行うとともに、提供を受けた資料に基づき、その内容を明らかにした。

2年目は、盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の運営および指定基準に関して比較検討を行う。次に、これらの訓練施設および訓練事業と他の身体障害者社会参加支援施設の設備および運営に関する基準を比較する。比較は、施設・設備基準の有無、人員基準の有無、指導監査の有無などの観点から検討する。

### 2. 衛生管理

1年目は、代表的な補助犬育成事業者（日本盲導犬協会・日本介助犬協会・日本聴導犬推進協会）にヒアリングを行い、衛生管理に関する現状と問題点を抽出した。また現行のガイドラインと現状、一般的な家庭犬における衛生管理を文献調査し、比較した。2年目は、下記の方法で研究を行った。①現行の「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康ガイドライン」を参考に項目を抽出する。②前年度のヒアリングや文献検索、最近の新興感染症などの報告を参考に追加項目を検討する。③1、2で挙げた項目の情報について、研究協力者（日本介助犬協会事務局長であり医師の高柳友子先生、帝京科学大学アニマルサイエンス学科准教授であり大阪府獣医師会会長の佐伯潤氏）に項目の妥当性について意見を伺い、これらの項目を選択した根拠や管理の方法について、国内外の文献検索を行う。④1～3を基に、手引き（案）を作成する。⑤作成した手引き（案）について、前年度にヒアリングを行った訓練事業者（盲導犬、介助犬、聴導犬）、研究協力者、補助犬使用者（盲導犬、介助犬、聴導犬より各1名）、厚生労働省担当（関連）職員によりご意見をいただく。⑥最終案を作成し、同様にチェックをいただいた後、編集と印刷を行ない、訓練事業者、認定法人等、関係各所に配布する。

### 3. 受け入れ促進

1年目は、補助犬使用者の施設利用に関わる過去の文献ならびに事例を調査した。また、厚生労働省が作成した医療機関向けのガイドラインの内容を検証した。また、ガイドラインの内容について現場の意見を把握するため、全国の国公立病院、自治体病院、国公立の大学病院のうち、病院への補助犬使用者の受け入れを検討したことがあると考えられる病院から10病院を無作為に選び、電話にてヒアリング調査を行った。また、行政の取り組みについて、①保健所（全国471カ所）を対象に、補助犬に関する相談への対応事例を調査、②省庁を対象に、省庁による相談や啓発等についての実態を把握するため、アンケート調査を実施した。また、受け入れ施設（者）等への調査として、①リハビリテーション専門職にアンケート調査、②全国の国公立病院、自治体病院、国公立の大学病院を対象にアンケート調査、③個人飲食店に調査、④賃貸住宅業界団体の会員を対象に調査、⑤宿泊施設を対象に調査を実施した。2年目は、下記の方法で研究を行った。①補助犬使用者の施設利用に関わる過去の文献ならびに事例を精査した。また、補助犬の受け入れに関わる過去の事例を収集し、内容をまとめた。②厚生労働省が作成した医療機関向けのガイドラインの内容を検証した。また、ガイドラインの内容について現場の意見を把握するため、全国の国公立病院、自治体病院、国公立の大学病院のうち、病院への補助犬使用者の受け入れを検討したことがあると考えられる病院から10病院を無作為に選び、電話にてヒアリング調査を行った。③保健所（全国471カ所）を対象に、補助犬に関する相談への対応事例を調査した。④リハビリテーション専門職、全国の国公立病院、自治体病院、国公立の大学病院、個人飲食店、賃貸住宅業界団体の会員、宿泊施設（主に旅館）を対象に調査を実施した。⑤補助犬使用者を対象にアンケート調査とヒアリング調査を実施した。使用者調査は、帝京科学大学「人を対象とする研究倫理審査」の承認を得て実施したものである（承認番号：20A007）。⑥業界ごとに留意点をまとめ、受け入れガイドブックを作成した。

### 4. 需要推計

1年目は、国内における先行研究の文献レビュー、海外における先行研究の文献レビュー、都道府県における補助犬の助成支給要件の調査を行い、先行研究をふまえて需要推計の計算式の試算を作成し、推計値の試算を行った。2年目は、さらに国内外の文献を網羅的に調査し、先行研究における需要推計について整理し、また需要推計の要件を抽出、検討し

た。次に、文献調査による抽出された、補助犬が適応となる障害者の状態像と需要推計の要件から、計算式を提案し、需要推計の試算を行った。

## C. 研究結果・考察

### 1. 法令検証

1年目は、身体障害者補助犬法、同法施行規則等の法制度検証を行った。台湾の補助犬政策については、日本の政策と多くの共通点がある。補助犬を、盲導犬、聴導犬、介助犬の三種としていること、補助犬を同伴することに対する差別を禁止していること、差別に対し、罰金制度があるものの、理解促進型の紛争解決方法を採用していること、差別禁止の対象である補助犬を認定し、証明証を発行していること、補助犬ユーザーに対し衛生管理、防疫ルールを守ることを求めていること、などである。台湾の補助犬政策から、いくつかの示唆や教訓が得られる。第1に、育成犬の認定および証明証の発行に関するものである。第2に、認定制度と補助犬の質の確保に対するものである。第3に、補助犬に対する購入費、維持費および医療費に対する支援に関するものである。次に、アメリカの補助犬政策については、日本の政策に示唆を与えうる要素についてみていきたい。第1に、補助犬の同伴禁止の法的構成が、少なくとも判例法理上、明確になっていることである。第2に、各法律の条文で障害者差別が禁止されていることに加えて、それらのガイドラインが比較的詳細に詳細を規定していることである。第3に、補助犬の支援内容が限定されていないことである。また、東京都の補助犬給付制度について、給付額は、1頭につき200万円弱となっており、ユーザーである障害者ではなく、委託事業者に直接支払うこととなっており、これによって障害者である候補者は、無償で補助犬を受給することができる。東京都の補助犬給付事業は、上記の給付事業に限定され、補助犬の維持費、突発的な医療費に対して給付をおこなっていない。ただし、医療費に関しては、東京都獣医師会の寄付によって、補助犬1頭につき1年に2万円分の補助犬医療チケットが支給されている。

2年目は、指定基準に関して、盲導犬訓練施設と介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の根拠制度が異なっていること、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業では、苦情解決のための体制が整備されていることが明記されているのに対して、盲導犬訓練施設では明記されていない点が異なっていた。盲導犬訓練施設

の設備及び運営に関する基準の観点、他の身体障害者社会参加支援施設の基準の観点と共通していた。指導監査に関しては、社会福祉法第70条が根拠となり、身体障害者社会参加支援は第2種社会福祉事業であることから、都道府県による指導監査の対象になっている。ただし、盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の指導監査がどの程度、都道府県で実施されているのかについては、今後の研究課題である。

## 2. 衛生管理

1年目は、「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」が取りまとめられている（平成13年度 厚生科学特別研究事業）が、未だに飲食店や医療機関等において、衛生面を懸念して補助犬の同伴を拒む例が少なくない。第一に各補助犬の代表として日本盲導犬協会、日本介助犬協会、日本聴導犬推進協会にヒアリング調査を行い、行動管理と衛生管理についての現状と課題を把握した。その結果、現行のガイドラインは実態に合わず、役に立たないことが指摘された。第二に、補助犬の衛生管理についての海外文献を調査した。その結果、補助犬については狂犬病予防注射の文献以外は見つけることができなかった。病院等を訪問するセラピードッグについての文献は数点見つかった。ヒアリング調査や文献、併せて家庭犬の衛生管理の現状から、現行のガイドラインの問題点を抽出し、ガイドライン改定に向けて開業獣医師であり公衆衛生の専門家である佐伯潤氏（大阪府獣医師会長、日本獣医師会理事、帝京科学大学准教授）を研究協力者として研究を進めることとした。

2年目は、作成した手引きについては、現行のガイドラインの項目にカプノサイトファーガ感染症などの新興感染症や、ブルセラ感染症、遺伝性疾患等の補助犬候補犬の繁殖について、さらに使用者からの希望も考慮し、熱中症などについての管理を追加記載した。また補助犬育成事業者と使用者がそれぞれ実施すべき項目を分け、さらに使用者の管理能力を配慮し、『補助犬使用者及び訓練事業者のための補助犬衛生管理の手引き 第1版』としてまとめた。考察として、身体障害者補助犬法で補助犬の衛生確保や行動管理についての条文があるにもかかわらず、今まで、それらについて具体的に実施するための項目や指針についてまとめられたものがなく、訓練事業者が独自に行っていた。衛生管理や行動管理、そ

して候補犬の選択や健全な繁殖は、補助犬が社会で受け入れられるために必要である。今回、訓練事業者や使用者が行うべき手引きを作成したことで、補助犬の衛生管理が向上し、課題となっている補助犬の受け入れが一層促進されることを願う。また今回の手引きは「第1版」としたが、今後さらに必要となる項目を増やしたり、内容を改善するなど、継続して改訂版を作成していきたいと考えている。

## 3. 受け入れ促進

1年目は、第一に、補助犬使用者の施設利用に関して文献を調査した。その結果、受け入れ拒否を経験した使用者は、補助犬法施行直後・現在ともに多く、法律を説明しても受け入れが認められない「完全拒否」を経験した人は、4割程いた。第二に、既存ガイドライン（医療機関向け）の検証を行った。その結果、既存ガイドラインは、補助犬の受け入れの判断を医療機関に委ねる記載になっていること、また、補助犬を受け入れられない区域・場面についての具体例や補助犬の安全・衛生面の情報が不足していることが明らかとなった。第三に、保健所（全国471施設）を対象に、補助犬に関する対応事例を調査した。その結果、358部の回答が得られ（回収率76.0%）、過去5年間に補助犬使用者から相談を受けた経験のある保健所は20施設（5.6%）であった（うち同伴拒否に関する相談：11施設（30事例））。第四に、施設等へのヒアリング／アンケート調査を行った。補助犬使用者に出会う機会が少ないと考えられる地域（Y県U市）と出会う機会が多いと考えられる地域（T都E駅周辺）で行った調査（U市：協力20店舗／対象37店舗、E駅周辺：協力36店舗／対象172店舗）の結果、補助犬法を知らないと答えた割合は、U市16店舗（80%）、E駅周辺16店舗（44.4%）であった。補助犬使用者の来店「可」と答えた店舗は、U市6店舗（30%）、E駅周辺19店舗（52.8%）であった。補助犬に出会う機会が少ない地域の方が顕著とはいえ、依然として補助犬への理解が進んでいないことが明らかになった。第五に、医療機関への補助犬使用者の受け入れについてリハ専門職にアンケート調査を行った。その結果、40名の回答があり、そのうち所属病院が補助犬の同伴について何らかの取り組みをしていると答えた人は5名（12.5%）であった。補助犬の受け入れについて不安を感じたことがある人は15名（37.5%）であった。第六に、賃貸住宅業界団体の会員を対象に、

補助犬使用者に対する賃貸住宅の斡旋／貸出の状況について調査し 1,116 件の回答を得た。補助犬法を知らないと回答した人は 53.4%おり、希望があった場合に住宅の斡旋／貸出を行うと答えた人は 6.5%であり、補助犬使用者の賃貸住宅借用は非常に難しい現状にあることが明らかとなった。一方、回答者は補助犬使用者の入居に際して、主に、他の入居者への対応(52.8%)、他の入居者からの苦情(47.4%)、補助犬の匂い(43.9%)、排泄物処理(41.8%)に不安を抱えていることが示された。第七に、宿泊施設(東北地方の温泉組合 1 団体)を対象に補助犬使用者の受け入れについて調査した(21 旅館の回答)。補助犬法を知らないと答えた施設は 6 施設(28.6%)であり、補助犬使用者を受け入れた経験がある施設は 8 施設(38.1%)であった。一方、補助犬使用者の受け入れに不安を感じている施設は 12 施設(57.1%)あった。ここまでの調査から、補助犬法の認知度は業界により差異があること、業界ごとに補助犬使用者の受入れに関して一定程度の不安を感じていることが示された。

2 年目は、補助犬使用者の施設利用の調査の結果、補助犬使用者の施設等への受け入れに関わる 34 件の報告書・論文が対象となった。調査によって数値は大きく異なるものの、受け入れ拒否を経験している使用者は、補助犬法施行直後・現在ともに多く、補助犬法を説明しても受け入れが認められない「完全拒否」を経験した人は 4 割程度いた。特に飲食店での拒否が多く、次いで宿泊施設、医療機関の順に拒否が多い傾向にあった。また、厚生労働省が作成した医療機関向けのガイドラインの内容について検証したところ、補助犬の受け入れの判断を医療機関に委ねる記載になっており、見方によっては受け入れなくても良いような印象を受ける文面になっていた。補助犬を受け入れられない区域・場面については、具体例を挙げて説明し、一般の人が立ち入ることのできる区域であれば、受け入れることが基本であることを説明することが好ましいと考える。また、ガイドブックには、補助犬の安全・衛生面の情報について、より詳細な記載が求められる。また、行政の取り組みとして、対象とした保健所(471 施設)から、365 部の回答が得られた(回収率 77.5%)。過去 5 年間に補助犬使用者から相談を受けた経験のある保健所は 26 施設(7.1%)であった(うち同伴拒否に関する相談: 21 施設(5.8%、37 事例))。一方、飲食店や医療機関から相談を受けた経験のある保健

所は、それぞれ 52 施設(14.2%)、8 施設(2.2%)であり、特に飲食店が補助犬の受け入れに不安を感じている現状が伺えた。また省庁の調査では、12 の省庁から回答を得た。障害者差別解消法に基づく対応要領について職員向けに研修を行う省庁は 10 あり、そのうち補助犬の内容を取り扱っていたのは 2 省庁(警視庁、国土交通省)であった。3 省庁(人事院、外務省、金融庁)で補助犬使用者の来庁経験があり、いずれも来庁への不安はないとの回答であった。

受け入れ施設(者)等への調査の結果は、下記であった。

#### ①リハビリテーション専門職

リハビリテーション専門職 40 名より回答が得られた。回答者の所属病院が補助犬使用者の受け入れについて何らかの取り組みをしていると答えた人は 5 名(12.5%)だった。補助犬の受け入れについて不安を感じると回答した人は 15 名(37.5%)であった。

#### ②病院

826 病院に調査を依頼し、そのうち 334 病院より回答を得た(回収／有効回答率 40.4%)。過去 5 年間の補助犬使用者の来院経験のある病院は 17.7%であった(不明、無回答: 各 13.8%、0.6%)。来院経験のある病院のうち、来院人数は 1 名と回答したのは 52.5%、2 名と回答したのは 8.5%、3 名 8.5%、4 名 3.4%、5-9 名 1.7%、10 名以上 1.7%、不明 23.7%であり、受け入れ経験があっても限られた使用者のみの利用であることが示された。補助犬使用者の来院についての不安の有無について、ある 23.7%、ない 29.0%、わからない 45.5%であった。

#### ③個人飲食店

U 市では、20 店舗(対象 36 店舗)、E 駅周辺では、36 店舗(対象 172 店舗)の協力が得られた。調査の結果、補助犬法を知らないと答えた割合は、U 市 16 店舗(80.0%)、E 駅周辺 16 店舗(44.4%)であった。補助犬使用者の来店経験は U 市が 0 店舗、E 駅周辺が 6 店舗(16.7%)であった。補助犬使用者の入店について「可」と答えた店舗は、U 市 6 店舗(30.0%)、E 駅周辺 19 店舗(52.8%)であった。どちらの地域でも依然として補助犬への理解が進んでいないことが明らかになった。

#### ④賃貸住宅管理／所有者

2つの業界団体の協力が得られ、合計1,116名から回答を得た。補助犬法を知らないと回答した人は53.2%いた。補助犬使用者から借用の希望があった場合に住宅の斡旋／貸出を行うと答えた人は8.0%であり、補助犬使用者の賃貸住宅借用は非常に難しい現状にあることが明らかとなった

#### ⑤宿泊施設

地域の宿泊施設38施設のうち、21施設（主に旅館）の回答が得られた。補助犬法を知らないと答えた施設は6施設（28.6%）であり、補助犬使用者を受け入れた経験がある施設は8施設（38.1%）であった。そのうち補助犬を受け入れた際に、問題を感じたことがあると答えた施設は2施設であった。どのような問題を感じたか複数回答で回答してもらったところ、1つめの施設は「補助犬の衛生面」と「他の利用者の反応」、もう1方の施設はそれに加えて「補助犬への対応」を挙げている。

#### ⑤使用者調査（アンケート／ヒアリング）

協力を依頼した訓練事業者のうち、盲導犬訓練事業者は、9団体の協力が得られた（81.8%）。アンケート調査では、245名の補助犬使用者から回答が得られた。内訳は、盲導犬使用者231名、介助犬使用者9名、聴導犬使用者5名であった。ヒアリング調査では、88名の協力が得られた。内訳は、盲導犬使用者79名、介助犬使用者6名、聴導犬使用者3名であった。

アンケート回答時から過去1年間にさかのぼり、補助犬を同伴していることで施設等の利用を拒否された経験のある者は、59.6%（146名）であった。ただし、本調査は2020年9月から12月に行われたものであり、「過去1年」の大半は、コロナ禍に伴う外出自粛や行動変容の影響を受けていることを考慮する必要である。新型コロナウイルスが流行する前に行われた盲導犬使用者を対象とした2つの調査

（公益財団法人アイメイト協会、2019年(N=85)、認定NPO法人全国盲導犬施設連合会、2020年(N=643))では、調査前のおよそ1年間に補助犬の同伴拒否を経験した使用者の割合は、それぞれ52.9%と52.3%であった。この数値と比べると、今回の調査で報告された同伴拒否の割合はやや高い結果であった。外出制限により施設を利用する頻度が低くなったにもかかわらず、同伴拒否が多く報告されたのは、コロナ感染を理由にした受け入れ拒否が発生してい

ること（公益財団法人日本盲導犬協会、2021）も影響している可能性がある。

補助犬同伴拒否の経験がある場合、最も記憶に残っている3事例について、施設の種類（例：飲食店、宿泊施設、タクシー等）、実際に使用者として取った行動、それにより受け入れが認められたかどうかを尋ねた。合計274事例の報告があった。拒否事例のあった施設等の内訳は、飲食店137件（50.0%）、病院42件（15.3%）、スーパー・コンビニ・デパート26件（9.5%）、交通機関24件（8.8%、うちタクシー22件、バス・飛行機1件ずつ）、宿泊施設17件（6.2%）、娯楽施設9件（3.3%）、その他19件（6.9%）であった。実際に取った行動（自由記述、複数回答あり）としては、施設スタッフに補助犬であること、補助犬法の存在を伝える等、ユーザー自身がその場で交渉（説明）する170件（62.0%）、訓練事業者や普及啓発団体に連絡する37件（13.5%）、補助犬法や補助犬に関する啓発パンフレットを渡す21件

（7.7%）、拒否のあった施設等の本社やテナントの入る管理会社に連絡する21件（7.7%）、行政に相談する21件（7.7%）、なにもせずに諦める15件（5.5%）、未記入12件（4.4%）、その他4件（1.5%）であった。同伴拒否を経験した場合、使用者自身がその場でスタッフに交渉するケースが最も多く6割に上った。ヒアリング調査では、受け入れ拒否に遭った場合、その場では無理に交渉せずに第三者に介入してもらおうという意見が聞かれた。また、ヒアリング調査では、料理店の経営者が外国人の場合、受け入れ拒否に遭っても言葉の壁があり説明ができないという事例があった。また、外国人労働者の増加により、コンビニエンスストア等でも同様に言葉が通じないことで困難を感じた経験をした使用者もいたことから、ガイドブック作成時には、多言語パンフレットの必要性が伺われた。

さまざまな施設で補助犬同伴拒否に遭わないようにどのような工夫を行っているか尋ねたところ、546件の回答が得られた（自由記述、複数回答あり）。内訳は、以下のとおりである。

- 衛生面に関する対策 277件  
（服を着せる、日ごろから清潔に保つ、敷物の上に待たせる、利用後に清掃する等）
- 事前確認 116件  
（問い合わせ、予約、説明、依頼、パンフレットを持ち歩く等）
- 犬の行動管理 55件



(自分のそばから離れないようにする、排泄管理等)

- 使用者自身のふるまい 40 件  
(補助犬がいても良いか聞かずに自然に入る、堂々とふるまう、他者への気配り(声かけ)を忘れない、好感をもたれるふるまい(感謝する・愛想良く・丁寧に)等)
- 利用する施設を選ぶ 24 件  
(チェーン店のみ利用する、教育されている施設を選ぶ、いつも同じ施設を利用する、断られる要素(狭い、畳敷き等)のある施設は避ける等)
- 待機場所の工夫 8 件  
(ハウスを持参して待たせる、場所をスタッフと相談して決める、狭い店では歩き回らない等)
- 混雑する時間・場所を避ける 5 件
- 教育・啓発活動への参加 5 件
- 自宅や車内に待機させる 4 件
- その他 12 件

#### ⑥ガイドブックの作成

2019(令和元)年度に実施した医療機関、飲食店、宿泊施設等を対象とした調査と既存のガイドブックの検討、ならびに、2020(令和二)年度に実施した補助犬使用者調査の結果を踏まえ、業界別のガイドブックを作成した。作成したガイドブックは、飲食店編、医療機関編、宿泊施設編、公共交通機関編、複合商業施設編、賃貸住宅・分譲マンション編、保健所編である。また、補助犬使用者の多くは、施設等への説明においてパンフレットを多用していることが明らかになったことから、ガイドブックの要約版として、業界別のパンフレットも作成した。さらに、ヒアリング調査を受けて、多言語パンフレット(英語、中国語(繁体字、簡体字)、韓国語、ベトナム語)を作成した。最後に、ガイドブックおよびパンフレットの内容は、業界関係者、訓練事業者、補助犬使用者にそれぞれ確認・助言を求め、現状に即した内容となるよう加筆・修正を加えて完成とした。

#### 4. 需要推計

1 年目は、第一に、国内の先行研究の調査を行った。その結果、既に補助犬を使用している障害者の状態像としては、盲導犬使用者については、身体障害者手帳 1 級・2 級や全盲やロービジョン、聴導犬使用者については、全ろうや難聴、介助犬使用者については、身体障害者手帳 1 級・2 級や頸髄損傷等が報告されていた。特に介助犬使用者については、

多様な疾患名が報告されていた。また、補助犬の需要推計についての先行研究は数は少なく、試算方法や数値に課題があることが明らかになった。第二に、海外の先行研究の調査を行った。その結果、海外の先行研究では、障害者の状態像についての報告はあるものの、需要推計についての研究は見当たらなかった。第三に、都道府県の補助犬の助成支給要件の調査を行った。その結果、都道府県の助成支給要件については、都道府県により等級の要件に違いがあった。第四に、需要推計の計算式の試案を提案し、暫定的な推計値を算出した。その結果、現時点の需要の最大値として、盲導犬 5,919.6 人、聴導犬 4,305.1 人(聴覚障害の人数が不明のため、聴覚言語障害の人数を用いた暫定値)、介助犬 36,257.5 人が算出された。

2 年目は、さらに文献調査を行い、補助犬の需要推計については国内の盲導犬について下記の 2 件の推計値が確認できた。1 件は 20 年以上前の調査であり、盲導犬希望者数は約 7,800 人であった。次に、2017 年に発行された日本盲導犬協会 50 周年記念誌に記載されている数値であり、盲導犬希望者数は約 3200~2600 人となっている。これらの課題として、①視覚障害者 1 級・2 級に限定する根拠が示されていないこと、②計算式に用いる指標の数が少ないこと、③希望者数の根拠となる調査の対象者数が少なかったり、調査の詳細が示されていないため信頼性を検証できないことが挙げられる。補助犬の需要推計に関連する可能性がある要件として、先行文献では補助犬の管理能力、年齢、利用適性に関する評価、適性、使用の希望の有無が報告されていた。補助犬使用者の状態像や上記の要件をふまえると、対象となる障害と障害者手帳の等級、管理能力や社会参加の可能性をふくめた年齢等が計算式の要素として考えられる。なお、実態に近い推計値を算出するには、犬の飼育率や一戸建ての割合等が要素として関連する可能性もある。しかし、補助犬を支給する障害者について、身体障害者補助犬法で明確な基準はない中で、それらの要件を使用することは、補助犬希望者を根拠なく狭めてしまう懸念がある。これらをふまえて、記に現時点での補助犬使用者の推計値の計算式(案)を示し、推計値を算出した。

#### ①補助犬需要推計の計算式(案)

補助犬の需要推計値＝  
「対象障害者数(障害種別・障害者手帳の等級)」

×「年齢（18～65歳以下）」

## ②補助犬の需要推計の試算値

下記に判明している数を入力し、推計値を算出した。なお、この推計値は試算であり、必要な数値が不明なものは、今後より正確な数値の把握が必要である。また、現時点で、把握できる数を入力した最大値である。また、それぞれ障害の等級は反映していないためかなり暫定的な値となっていることに留意されたい。

### ・盲導犬の需要推計値（暫定）

「対象障害者数（視覚障害）」×「年齢（18～65歳以下）」＝88,000人

### ・聴導犬の需要推計値（暫定）

「対象障害者数（聴覚障害）」×「年齢（18～65歳以下）」＝64,000人（聴覚障害のみの数は不明・聴覚・言語障害 64,000人）

※聴覚障害のみの数は不明で、聴覚・言語障害の数をういたため、実際の値はさらに少なくなる

### ・介助犬の需要推計値（暫定）

「対象障害者数（視覚障害）」×「年齢（18～65歳以下）」＝539,000人

## D. 結論

### 1. 法令検証

1年目の研究からは、指定法人に対する認定については、不適格な補助犬が送り出されることが、補助犬法の制度設計に起因するものと評価できることから、制度の枠組み自体を変更する必要があることを指摘した。

2年目の研究からは、盲導犬訓練施設に関して国家公安委員会の監督権限は大きいこと、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準に盲導犬訓練施設も準じていることが明らかになった。身体障害者補助犬法の趣旨からみて、盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業と聴導犬訓練事業の指定、認定の基準および監査制度の一元化が必要である。

### 2. 衛生管理

1年目では、現行のガイドラインは平成13年度に作成されていることもあり、現状とそぐわない点も多くみられることから改定を行なう必要があると考え

られる。ただしSFTSなど、今後も新しい人獣共通感染症が出現する可能性があるため、その度に対応できる柔軟なガイドラインにする必要がある。また事業者用使用者用と分けて作成するのが望ましいと考えられる。2年目では、今回の研究の主課題である『身体障害者補助犬の質の確保と受け入れの促進』には、衛生管理や行動管理、候補犬の健全な繁殖（または健全な選択）は欠かせない。適切な指導や支援をするための情報提供については常にアップデートする必要があると考える。

### 3. 受け入れ促進

1年目では、調査から、補助犬（法）の認知度は業界により差異はあるものの決して高くないこと、業界ごとに補助犬使用者の受け入れに関して一定程度の不安を感じていることが示された。ガイドブックでは不安として挙げられた場面を想定した具体的な対応策の例示が求められる。さらに、補助犬使用者、施設等、施設利用者がいずれも安心して社会活動が営めるよう、業界特有の懸念にも配慮した丁寧なガイドブックの作成が求められる。2年目では、使用者が補助犬を同伴して施設等を利用する際の課題を受け入れ施設側と使用者の視点から明らかにした。施設等の受け入れ体制はまだ不十分であり、補助犬使用者の多くは補助犬の同伴拒否を経験していた。多くの受け入れ施設等は補助犬使用者の受け入れに複数の不安（特に他の利用者の反応への不安）を抱えているものの、受け入れに向けた具体的な対策を講じている施設は限られていた。一方、補助犬使用者は、使用者としての義務（衛生・行動管理）の遂行はもちろんのこと、施設側や他の利用者に配慮したさまざまな工夫や対策を講じていた。また、同伴拒否が発生した際、施設側への働きかけにより、受け入れに転じているケースは半数以上あることが示された。つまり、補助犬法や補助犬への正しい理解が受け入れ施設側に事前に備わっていることで、同伴拒否の発生や事前の確認や説明といった手間にかかる作業は多分に解消されるといえる。これらの結果を受け、補助犬使用者、施設等、施設利用者がいずれも安心した社会活動を営めるよう、業界ごとの特有な懸念にも配慮したガイドブックを作成した。

### 4. 需要推計

1年目では、調査から、国内外で需要推計の先行研究は国内の盲導犬1件のみで、計算式に課題があ

ることが明らかになった。本年度、障害種別と年齢、犬の飼育率と一戸建ての割合を要素とした計算式の試算を提案し、盲導犬、聴導犬、介助犬の使用希望者の試算を行ったが、正確な数値が不明なものもあった。今後、計算式に用いる要素、また要素に入力する適切な数値について、慎重な検討を行い、より実態に近い推計値を算出することが期待される。

2年目では、文献調査の結果、需要推計の先行研究は盲導犬の2件のみであり、計算式や数値に課題があることが示唆された。また、先行研究から、補助犬の使用者の障害や等級、また需要推計に関連する可能性がある明らかになった。しかし、身体障害者補助犬法に補助犬を支給する障害者の明確な基準がないため、恣意的に要件を追加することは、補助犬使用の可能性を狭めてしまう懸念があった。また、先行研究の補助犬の希望率には課題があること、また等級ごとの障害者の数は使用できるデータが公表されておらず計算式に入れることができなかった。そのため、今回、作成した補助犬の需要推計の計算式は、先行研究と比べても大きくなっており、現実的な推計値とは言えない。

身体障害者補助犬法の課題として、補助犬の支給の基準が明確に定義されていないため、根拠を持った実態を反映した需要推計が難しいことが明らかになった。今後、補助犬を支給される障害者の基準や要件、評価のあり方が明確化されることで、真に補助犬を必要とする障害者に、適切に補助犬や関連するサービスが提供されることが期待される。

## E. 健康危険情報

該当なし

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

- 1) 山本真理子, 佐藤亜樹, 高柳友子. (2021) 賃貸住宅における補助犬使用者の受け入れについて.

日本身体障害者補助犬科学研究, 査読中.

- 2) 中川純 (2020) わが国の補助犬政策：その特徴と課題. 週刊社会保障. 3076, p48-53.
- 3) 中川純 (2020) アメリカにおける補助犬などの動物に対する差別禁止政策とその法理. 現代法学, 東京経済大学現代法学会. 39, p125-177.
- 4) 中川純 (2020) 台湾における補助犬政策と実務. 中京法学. 54 (3・4), p85 - 210.
- 5) 清野絵, 赤池美紀, 飛松好子 (2020) 身体障害者補助犬の使用者の障害の状態像および要件：文献レビュー. 地域ケアリング. 22 (2), p 82-85.

## 2. 学会発表

- 1) 清野絵, 飛松好子. 身体障害者補助犬の需要推計の検討：盲導犬, 聴導犬, 介助犬が適応となる障害者の需要推計式の提案と試算. 日本リハビリテーション連携科学学会第22回大会. 2021年3月7日 (オンライン)
- 2) 清野絵, 赤池美紀, 飛松好子. 既使用者の状態像から見た身体障害者補助犬の適応となる障害：日本語文献レビュー. 日本リハビリテーション連携科学学会第21回大会. 埼玉. 2020-3-7 (オンライン)

## G. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし。発表した『補助犬使用者及び訓練事業者のための補助犬衛生管理の手引き 第1版』に関しては、クリエイティブ・コモンズ (CC BY-NC-ND 表示-非営利-改変禁止) ライセンスの下でライセンスされるようにした。

<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja>

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍  
該当なし

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
中川純	わが国の補助犬政策：その特徴と課題	週刊社会保障	3076巻	p48-53	2020
中川純	アメリカにおける補助犬などの動物に対する差別禁止政策とその法理	現代法学	54巻3・4号	p125-177	2020
中川純	台湾における補助犬政策と実務	中京法学	54巻3・4号	p85 - 210	2020
清野絵，赤池美紀，飛松好子	身体障害者補助犬の使用者の障害の状態像および要件：文献レビュー	地域ケアリンク	22巻2号	p82-85	2020

1)